



各 位

平成 30 年 3 月 29 日

会 社 名 e B A S E 株式会社
(コード番号：3835 東証第一部)
本社所在地 大阪府大阪市北区豊崎五丁目4番9号
代 表 者 代表取締役社長 常 包 浩 司
問 合 せ 先 取 締 役 窪 田 勝 康
執行役員 C F O
電 話 番 号 (06) 6486-3955 (代表)
U R L <http://www.ebase.co.jp/>

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社インフォマート（以下「同社」といいます。）に対し提訴いたしました訴訟（以下、「本訴」といいます。）および同社が当社に対し提訴いたしました訴訟（以下「反訴」といいます。」）につき東京地方裁判所による第一審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
東京地方裁判所
平成30年3月28日
2. 訴訟の経過
当社は、同社が提供する「ASP規格書システム」が、当社製品である「eBASEserver」と同一のデータベース構造及び辞書を搭載しており、著作権侵害及び使用許諾契約違反(CSV使用許諾にかかる契約違反)が存するとして、同社に対し、平成27年8月4日付けで、侵害行為の差止及び損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起いたしました(東京地方裁判所平成27年(ワ)第21897号著作権侵害行為差止等請求事件)。また、同社からは平成28年11月7日付けで、当社の提訴した訴訟が不当である等として損害賠償を求める反訴が提起されておりました(東京地方裁判所平成28年(ワ)第37577号損害賠償請求反訴事件)。
3. 判決の内容
当社の同社に対する本訴請求、同社の当社に対する反訴請求のいずれも棄却する。
なお、当社は現時点において判決文の送達を受けておりませんので、この判決の理由の詳細については関知しておりません。
4. 今後の見通し
判決文の送達後、判決文の内容を検討し、公表すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。
5. 業績への影響
本判決は当社に損害賠償義務を負担させるものではなく、本判決が当社業績に与える影響はありません。

以 上